

富里市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

富里市子ども・子育て支援事業計画の修正について

1 現行計画修正の理由

本年10月に施行されます幼児教育・保育の無償化につきましては、3歳から5歳児の施設利用料（保育料）が無償化されますが、保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費，食材料費，行事費など）は，無償化の対象外とされております。

ただし，食材料費につきましては低所得者世帯等の副食費の免除を継続し，免除対象者を年収360万円未満相当世帯に拡充されることとなりました。

無償化の対象となる施設のうち，新制度に移行していない私立幼稚園につきましては，食材料費の免除制度を「実費徴収に係る補足給付事業」とし，地域子ども・子育て支援事業の1つとして，「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置付け，市町村が事業の実施や給付対象者を決定することとされました。

現行の「富里市子ども・子育て支援事業計画」に「実費徴収に係る補足給付事業」は記載されていないことから，無償化に合わせて計画上に位置付けるため，修正をおこなうものです。

2 事業実施時期

令和元年10月1日

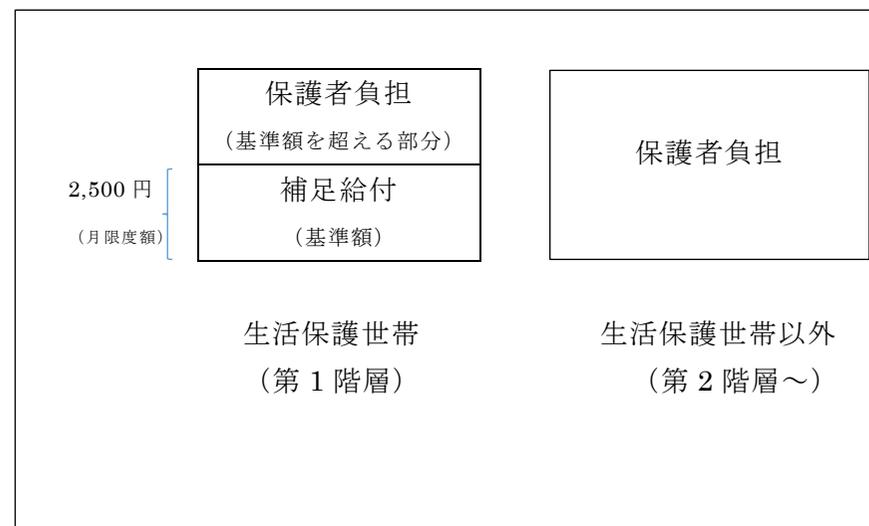
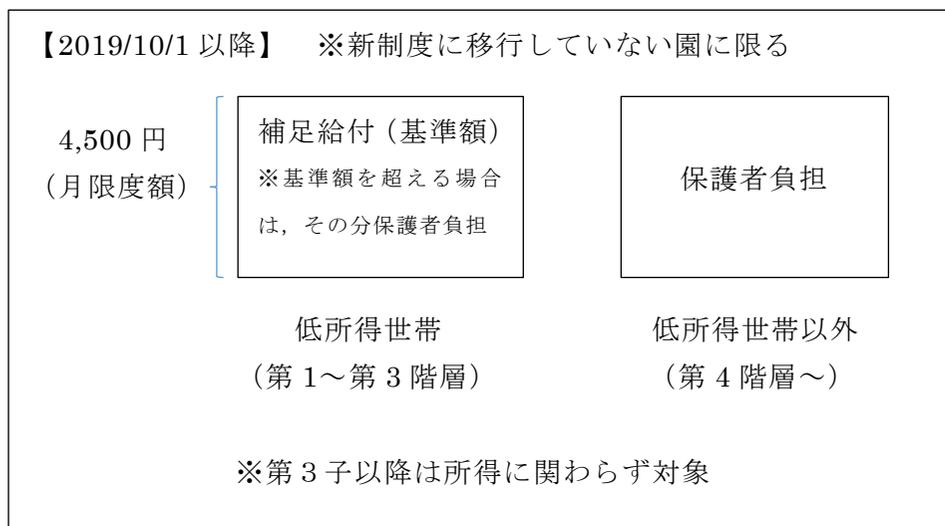
3 実費徴収に係る補足給付事業

各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品・文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。

※②の事業実施については、今後協議予定。

①給食費（副食材料費）

②教材費・行事費等



富里市子ども・子育て支援事業計画 見直し（案）

基本目標1 すべての子どもに質の高い教育・保育を提供します

基本施策3 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の充実

(2) 子どもが安心して学校に通えるための取組み

《推進事業》

事業名	事業の概要
①～④ 省略	省略
⑤教育費の助成 【学校教育課】	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携を密にし、支援が必要な児童生徒が制度を活用しやすい体制作りに努めます。 ・広報紙やホームページ、また、小・中学校の入学説明会等でパンフレットを活用し、制度の周知を図ります。

(新規追加)

⑥実費徴収に係る補足給付を行う事業 【子育て支援課】	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園・保育所等に対して保護者が支払う費用等の助成を行います。
-------------------------------	--